

# 児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針の位置づけ

## 児童福祉法

児童館・・・第40条（児童厚生施設）

放課後児童クラブ・・・第6条の3第2項

### 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

- ・児童館に関する基本的な基準（諸室、職員等）
- ・非常災害対策
- ・安全計画の策定
- ・自動車を運行する場合の所在の確認
- ・業務継続計画の策定 など

各都道府県等の基準条例

**設置運営要綱**  
**「児童館の設置運営について」**  
(厚生事務次官通知、厚生省局長通知)

児童館ガイドライン

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

- ・放課後児童クラブに関する基本的な基準  
(設備、職員、集団の規模、開所日数、開所時間等)
- ・非常災害対策
- ・安全計画の策定
- ・自動車を運行する場合の所在の確認
- ・業務継続計画の策定 など

各市町村の基準条例

放課後児童健全育成事業実施要綱

放課後児童クラブ運営指針

放課後児童クラブ運営指針解説書